

令和5・6年度 南風原町建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領

令和5・6年度において南風原町が発注する建設工事の入札参加を希望される方は、入札参加資格審査を受けなければなりません。

以下に示す取扱要領に基づき審査申請書をご提出ください。
インターネットによる申請で、添付書類は **PDF形式** で添付して申請してください。

1 入札参加資格要件

南風原町が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、次の(1)から(9)を全て満たしていることが入札参加資格の申請要件です。

- (1) 申請する業種について、建設業の許可を受けているものであること。
- (2) 社会保険（健康保険及び厚生年金）に加入していること。
（個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
- (3) 労働保険（雇用保険及び労災保険）に加入していること。
（従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
- (4) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (5) 建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）
※免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
- (6) 申請する業種について、審査基準日が令和3年6月30日以降の経営事項審査を受けているものであること。
- (7) 申請時及び名簿登録期間中に南風原町に納付すべき町税、県税並びに国税に滞納がないこと。
- (8) 成年被後見人若しくは、被補佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2 入札参加資格審査申請書の申請業種について

建設業許可及び経営事項審査を受けている業種に限ります。

3 留意事項

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格がありません。また、入札参加資格の認定後に該当することになった場合は、入札参加資格を失います。
 - (イ) 当該申請に虚偽の申請をした者、提出書類に虚偽の記載をした者
 - (ロ) 審査のための実態調査や不備書類の要求に応じないとき。
 - (ハ) 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当と認められたとき。

- (2) 資格の格付け及び名簿登録が完了しても、経営規模等評価結果通知書の有効期限（審査基準日より1年7ヶ月）が切れた場合には、入札参加資格がないこととなります。毎年、経営事項審査を受けた後、県からの経営規模等評価結果通知書の写しをその都度、変更届（様式第2号）と一緒に提出してください。
- (3) 名簿登録の有効期間は、登録の日から令和7年度予定の次回名簿登録日の前日までとします。
- (4) 追加受付は、令和6年2月頃に1回限り実施する予定です。

4 申請の方法

提出方法は、申請者の負担軽減及び行政事務の効率化等を図る為、電子申請（インターネットによる申請）に限らせて頂きます。

添付書類はPDF形式で添付してください。添付書類が期間内に届かない場合は申請が無効となりますので御注意下さい。

- (1) 申請期間 令和5年2月1日【午前10時】～令和5年2月28日【午後5時】まで
（直接のお問い合わせは平日8時30分～17時15分（12時～13時を除く）
（但し、土曜日・日曜日・祝祭日は除きます。）

(2) 申請手続

- ① 南風原町役場ホームページにて、24時間申請手続が可能です。
- ② インターネットによる申請では、事前に南風原町役場HPにてID・パスワードを取得し、システム入力を行って下さい。（令和5年1月17日14時より取得可能）
- ③ 添付書類はPDF形式での提出となります。

- (3) データ申請について※かならず、まちづくり振興課までお問い合わせ下さい。

- ① 次のいずれかに当てはまる場合はデータ申請が可能です。

ア 電子申請の受付期間中機器等の障害でやむを得ずシステムを利用できない者。
イ インターネットを利用できる環境にない者。

※申請データの保存媒体はCD-Rを利用して下さい。（返却はできません）

- ② 受付期間最終日の消印日までを有効とします。

(4) 問い合わせ

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
南風原町役場経済建設部 まちづくり振興課
電話 098-889-4412
FAX 098-889-7657

5 提出書類

番号	資格審査申請書類等	町内 業者	町外 業者
1	建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	○
2	建設業許可証明書又は通知書（写し）	○	○
3	県へ申請した完成工事高内訳書の写し	○	○
4	県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税） ※滞納のない証明でも可（写し可）直前2年分	○	○
5	国税納税証明書（法人税及び消費税及地方消費税）（申告所得税 及び消費税及地方消費税） ※未納税額のない証明用	○	○
6	建設業労働災害防止協会加入証明書（写し）	○	○
7	健康保険・厚生年金保険・労働保険（雇用保険・労災保険）の（ 加入・納入）証明書（写し） ※労働保険概算・確定申告書又は保険料納付の領収書（写し可）	○	○
8	県へ申請した技術職員有資格者名簿の写し（資格証・登録証等）	○	○
9	経営規模等評価結果通知書（写し）	○	○
10	登記簿謄本（写し）又は身分証明書及び登記されて いない証明書の写し（要領6提出書類の注意事項参照）	○	○
11	沖縄県入札参加適格合格通知書	○	○
12	印鑑証明書（写しでもよい）	○	○
13	委任状及び使用印鑑届（任意様式）	△	△
14	町税納税状況調査同意書	○	○
15	町民税納税証明書・（滞納のない証明書でも可） ※営業所等有る場合も含む	○	△
16	住民票抄本写し	○	△
17	営業証明書写し（営業所等有る場合も含む）	○	△

* 「○」は添付を要するもの、「△」は該当者のみ添付するもの。

（注1）PDF形式で添付してください。

（注2）町内業者とは南風原町内に本社か営業所がある業者、または、代表者が町内に住所を有する業者。

（注3）イータックス（e-tax）による電子納税証明書の受け入れを致します。
お問い合わせ下さい。

6 提出書類の注意事項

- (1) 建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - ・商号及び代表者名には必ずふりがなを記入してください。
 - ・申請者の印は登記印鑑（個人は実印）を押印すること。
- (2) 建設業許可証明書又は通知書（写し）
 - ・提出日現在で有効期限内にあるもの。
 - ・更新中の場合は、それを証する書面の写しを提出してください。
- (3) 県へ申請した完成工事高内訳書の写し
- (4) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税）
 - ・納税がない場合、滞納のない証明書の写しでも可
 - ・直前2年分
- (5) 国税納税証明書「法人税及び消費税及地方消費税」「申告所得税及び消費税及地方消費税」 未納税額のない証明用
 - ・完納納税証明書
法人：様式その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」
個人：様式その3の2 「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」
- (6) 建設業労働災害防止協会加入証明書（写し）
 - ※免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事の場合は、提出不要。
- (7) 健康保険・厚生年金保険・労働保険（雇用保険・労災保険）の（加入・納入）証明書（写し）
 - ・労働保険加入証明書（労働基準監督署又は公共職業安定所発行のもの。）
※労働保険概算・確定申告書又は保険料納付の領収書でも可（写し可）
 - ・社会保険料の過去1年分（ただし、未納がないこと。）の年金事務所発行の証明書（適用が除外されている場合を除く。）
 - ・社会保険料の適用が除外されている（個人事業者で従業員数が4名以下）場合は、未加入理由書（任意様式）を提出すること。
- (8) 県へ申請した技術職員有資格者名簿の写し及び技術職員資格等証明書
- (9) 経営規模等評価結果通知書（写し）
 - ・審査基準日が、令和3年6月30日以降のもので最新のものとします。
- (10) 登記簿謄本（写し）・個人は身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - (イ) 法人の場合 商業登記簿謄本（写し）
注）提出する日の3ヶ月以内に発行されたものとします。

- (ロ) 個人の場合 身分証明書（写し）及び登記されていない証明書の写し
注）身分証明書については、本籍地のある市区町村役場で証明を受けて下さい。

注）登記されていないことの証明書については、平成12年4月1日以降、法改正により（1）本籍地のある市町村からの身分証明書と（2）東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（成年被後見人、被補佐人、被補助人とする記録がないことの証明）の2通が必要となります。

注）東京法務局からの証明書は郵送依頼となるため、申請してお手元に届くまでに、1週間ほどかかるようですので、十分な期間をもって入手して頂きますようお願い致します。（東京法務局への申請方法等詳しくは、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせ下さい。）
那覇地方法務局登記部門 854-7952、戸籍課 854-7953

- (11) 沖縄県入札参加適格合格通知書の写し（県へ提出している業者の方のみ）
- (12) 印鑑証明書（写しでも可）
※提出する3ヶ月以内に発行されたものとします。
・法人の場合 登記した会社印の印鑑証明書。
・個人事業者 代表者の印鑑証明書。
- (13) 委任状及び使用印鑑届
・代理人を置いている場合や使用印鑑届出が必要な場合。（支店等に本店から同等の権限を与えられている場合） 任意様式
- (14) 町税納税状況調査同意書
・資格審査申請時において町に納税義務者でなくても、名簿登録期間中を対象としていますので提出してください。
- (15) 町民税納税証明書
・提出する3ヶ月以内に発行されたものとします。
・法人 法人町民税、固定資産税、軽自動車税のうち該当するもの
・個人 町民税（特別徴収含む）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のうち該当するものすべて写しで可、また滞納がない証明でも可

※南風原町に本社か営業所がある、又は代表者が南風原町に在住している業者は下記の書類も提出してください。

- (16) 住民票抄本写し（代表者が南風原町内に在住している業者のみ）
・住民票抄本（一般）
- (17) 営業証明书写し（町内に本社または営業所がある業者のみ）

7 申請以後の変更手続について

入札参加資格審査申請以後に、要領の「6 提出書類の注意事項」に変更があった場合には、入札参加資格申請後の変更届（様式第2号）に必要書類を添付のうえ速やかに提出してください。（郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。）

*変更届はインターネット申請ではできません。

(1) 変更届（様式第2号）には、必ず入札参加資格申請時の受付番号を記入して下さい。

(2) 経営事項審査結果通知書の有効期限は1年7ヶ月です。審査終了後の通知書を受け取りましたら、変更届及びA4に縮小した通知書の写しを添付し提出して下さい。経審基準日変更については、毎年変更届を提出することになります。

(3) 変更届出がなく、南風原町入札参加資格者名簿上、建設業許可及び経営審査の有効期限が切れている場合には指名できませんのでご注意ください。

令和5・6年度建設工事競争入札参加資格審査申請書

1. 継続

前回受付番号

2. 新規

令和 年 月 日

南風原町長 殿

住 所

(フリガナ)

商号又は名称

印

(フリガナ)

代表者氏名

電 話

F A X

Eメールアドレス

(町内業者)

営業所住所 南風原町字

代表者住所 南風原町字

令和5・6年度、南風原町が執行する指名競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて入札参加の審査を申請します。

記

- ①建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- ②建設業許可証明書又は通知書（写し）
- ③県へ申請した完成工事高内訳書の写し
- ④県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税）
- ⑤国税納税証明書（法人税又は申告所得税）及び（消費税及地方消費税）イタックス（e-tax）可
- ⑥建設業労働災害防止協会加入証明書（写し）
- ⑦健康保険・厚生年金保険・労働保険（雇用保険・労災保険）の（加入・納入）証明書（写し）
 - ・過去1年分（ただし、未納がないこと。）の年金事務所発行の証明書の写し（適用が除外されている場合を除く。）または、未加入理由書を提出
 - ・労働保険概算・確定申告書又は保険料納付の領収書でも可（写し可）
- ⑧県へ申請した技術職員有資格者名簿の写し及び資格者証・登録証等の写し
- ⑨経営規模等評価結果通知書（写し）
- ⑩登記簿謄本（写し）・個人は、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ⑪沖縄県入札参加適格合格通知書（県へ提出している業者のみ）
- ⑫印鑑証明書（写しでも可）
- ⑬委任状及び使用印鑑届
- ⑭町税納税状況調査同意書
- ⑮町民税納税証明書（南風原町内に本社または営業所がある業者のみ）
- ⑯住民票抄本（代表者が南風原町内に在住している業者のみ）
- ⑰営業証明書（町内に本社または営業所がある業者のみ）

町税納税状況調査同意書

南 風 原 町 長 様

私は、競争入札参加資格審査のため、次の南風原町の納税状況について南風原町が関係公簿を調査することに同意します。

1. 調査対象

会社及び代表者個人の町税

2. 調査税目

個人町民税（特別徴収を含む）

法人町民税

固定資産税

軽自動車税

3. 有効期間

申請日から令和7年度予定の次回名簿登録日の前日まで

4. 使用目的

入札参加資格審査申請及び指名審査

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(印鑑登録印)